

佐賀県告示第九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十八条第一項の規定により、佐賀県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行する。

なお、佐賀県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数（昭和六十二年佐賀県告示第九十九号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月二日

佐賀県知事 古 川 康

保険医及び保険薬剤師を代表する委員 十三人

保険者を代表する委員 十三人

公益を代表する委員 十三人